

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路（指定年月日 昭和51年3月13日 指定番号 第181号）の指定を取消ししたので、公告する。

平成28年3月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 指定番号 | 第181号（東部土木事務所登米地域事務所） |
| 2 取消しする指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号 |
| 3 指定取消しの年月日 | 平成28年1月25日 |
| 4 取消しする指定道路の位置 | 登米市迫町佐沼字上舟丁34-4の一部 |
| 5 取消しする指定道路の延長及び幅員 | |
| (1) 延長 | 23.50m |
| (2) 幅員 | 4.00m |